

令和6年度 指導者資格取得助成事業 実施要項

1 目的

各競技団体の指導者養成の一環として、公益財団法人日本スポーツ協会（以下 JSP0）及び中央競技団体の公認指導者資格やその他関連指導者資格を取得するための経費を補助し、継続的な選手強化に必要な高い資質を持つ指導者を養成することを目的とする。

2 事業主体

主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会 実施競技団体
共 催 群馬県

3 事業内容

各競技団体において活躍が期待できる指導者に対し、JSP0 が実施する公認スポーツ指導者資格またはその他関連指導者資格の取得に係る経費の一部を補助する。

4 対象団体及び指導者

国民スポーツ大会正式種目 4 1 競技団体における強化に関わる指導者

5 補助金対象経費及び上限額

- (1) 補助対象は交通費・宿泊費・教材費・燃料費・受講料・高速道路使用料の精算額合計の 80%以内かつ上限 10 万円以内（1 名）とし、補助金の支払いは証憑書類を添付した交付申請書兼実績報告書の提出をもって精算払いとする。ただし、補助金の申請は随時受け付け、予算額に達した段階で締め切る場合がある。
- (2) 執行方法については、群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱に準ずる。

6 留意点

- (1) 補助の対象となるのは受講を修了した者とし、修了を証明する書類を添付した交付申請書兼実績報告書の提出をもって精算払いとする。
なお、補助対象者が複数人いる場合は必ず推薦順位を記載する。
- (2) 交通費・宿泊費・燃料費は「競技力向上対策事業補助金使途基準額表」に基づく基準額を対象とする。ただし、講習会主催者等による宿舍の指定や幹旋がある場合は、使途基準に基づく金額を超えていても対象経費とする。
- (3) その他関連指導者資格の内容によっては、補助金対象外となる場合もある。